

判 決 要 旨

1 給与改定・臨時特例法は、次のとおり憲法28条等に違反するとは認められない。

(1) 国家公務員の給与を始めとする勤務条件は、全て政治的、財政的、社会的その他諸般の合理的な配慮の下に、原則として、国民全体の意思を代表する国会において法律、予算の形式で決定されるべきものであって、憲法73条4号も勤務条件法定主義を定めているし、特に国家公務員の給与の決定は、国の財政支出を伴うものであるから、憲法83条、85条の定めからしても、憲法上国会の権限であることは明らかである。

(2) 人事院勧告制度は、国家公務員の労働基本権制約の代償措置として中心的かつ重要なものであり、また、国家公務員の給与水準の増減の基準は客観的なものであることが望ましいから、国会は、国家公務員の給与決定において、人事院勧告を重く受け止めこれを十分に尊重すべきことが求められており、また、人事院勧告が採用してきた民間準拠原則は、国家公務員の給与水準の増減決定においてその客観性を支えるものといえる。

しかし、人事院勧告は、国会を当然に法的に拘束することはできず、国会は、人事院勧告どおりの立法をすることが義務付けられているとはいえない。国家公務員の給与を定めるに当たり、憲法が許容する範囲内で具体的にどのような内容のものを定めるかについては、国会に裁量を与えられているといえる。また、国公法28条1項の「社会一般の情勢」は、民間労働法制やそれに基づく実際の民間の労働関係における労働条件の状況に限定されず、広く社会情勢や経済情勢を含み得る。

したがって、国会が、国家公務員について、人事院勧告や民間準拠原則に基づかず、給与減額支給措置の立法をすることが一義的に許されていないと解することはできない。

(3) ただし、国家公務員も、勤労者として自己の労務を提供することにより生活の資を得ており、その生存権及び財産権に配慮する必要があること、人事院勧告が国家公務員の労働基本権制約の代償措置としては中心的かつ重要なものであること、民間準拠原則が国家公務員の給与水準の増減決定において客観性を支えるものであることからすれば、国会が国家公務員について人事院勧告や民間準拠原則に基づかずに給与減額支給措置を立法する場合、当該立法について必要性がなく、又は、その内容において上記の観点から著しく合理性を欠く立法がされた場合には、立法府の裁量権の範囲を超えるものとして違憲となることもあり得るものと解される。その場合に、当該立法が人事院勧告制度がその本来の機能を果たすことができないと評価すべきほど不合理というべきときには、

当該法律が憲法28条に違反すると評価されることになる。

- (4) 給与改定・臨時特例法は、国の財政事情が極めて厳しい状況の下で東日本大震災という未曾有の災害が発生して巨額の復旧・復興資金が必要となり、その財源確保のために様々な歳出削減・歳入確保の措置を講ずる必要があったことから、その一つの措置として立法されたものであって、立法の必要性がなかったとは認められない。また、同法は、東日本大震災という未曾有の災害を踏まえた2年間という限定された期間の臨時的な措置として国家公務員の給与を減額するものであり、長期的なものでも恒久的なものでもないこと、給与の減額率は平均7.8%であって、国家公務員にとって異例の減額率であってその生計に相当の影響をもたらすものであることは否定できないが、その当時の地方公共団体の給与減額の状況や上記のとおり時限的措置であることなども考えると、上記の必要性を踏まえても許容し得ないほど著しい不利益であるとまではいうことができないこと、給与の絶対額が少ない若年層に対して減額率を逡減するなどの配慮を加えていること、昭和57年から昭和59年までの給与改定の例、政府の姿勢や同法案の審議における同法案を提出した国会議員の発言等からすれば、同法が人事院勧告制度の本来の機能を果たすことができないと評価すべきほど不合理な立法であるということとはできない。

なお、控訴人らは、人事院勧告に基づかない給与減額支給措置が合憲となる場合があるとしても、民間労働者に適用される「就業規則による労働条件の不利益変更法理」と同等の要件が満たされなければならないと主張するが、採用することはできない。

- (5) また、給与改定・臨時特例法は、給与臨時特例法案の内容を基礎として成立したものであるところ、政府の給与臨時特例法案についての交渉における対応が控訴人国公労連の団体交渉権を侵害する違憲、違法な行為であったと評価することはできない。

なお、控訴人らは、給与減額支給措置を議員立法によって行うことは、職員団体の団体交渉権を実質的に否定するものであるから、給与改定・臨時特例法は憲法28条、72条及び73条4号に違反する旨主張するが、現行法上、国家公務員の勤務条件に関する法律案の提出権を内閣に独占させることを認めた規定は見当たらないし、給与改定・臨時特例法の内容については実質的に見て一定の団体交渉がされたと評価することができるから、直ちに憲法28条、72条及び73条4号に違反するとは認められない。

- 2 給与減額・臨時特例法に基づいて国家公務員の給与を減額することは、国家公務員について合理的な理由のない差別をしたものということとはできないから、同法が憲法14条1

項に違反するとは認められない。また、給与減額・臨時特例法が必要性を欠くとも、内容において著しく合理性を欠くともいうことはできないから、同法が憲法25条1項に違反するとは認められない。(控訴人南野関係)

- 3 ILO第87号条約及び第98号条約は国家公務員の団体交渉権を保障したものではなく、内閣総理大臣が人事院勧告に基づく給与法案を国会に提出しないことや国会議員が給与改定・臨時特例法案を可決・成立させた行為はこれらの条約に違反するものではない。
- 4 国会議員及び内閣総理大臣の行為が国家賠償法1条1項の適用上違法であるということ
はできないから、控訴人らの国家賠償請求はいずれも理由がない。